

あかし保健所 1 階多目的ホール使用案内 [明石市]

1 はじめに

あかし保健所 1 階多目的ホール（以下「ホール」という。）は、保健所の付帯施設として、市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図る目的で設置しています。

令和 8 年 5 月 1 日から、休日・夜間に限り、保健衛生及び市民福祉の向上以外の目的での利用も可能とし、民間事業者の営利での使用も可能となりました。

2 貸出日・貸出時間について

使用者によって、下表のとおり貸出日、貸出時間に違いがあります。

使用者	貸出日・貸出時間
保健衛生団体、福祉団体 自治会等の市内の地縁団体	火曜日から日曜日の午前 9 時から午後 9 時
上記以外の団体 営利事業者	土曜日、日曜日、祝日の午前 9 時から午後 9 時 ※準備で利用する場合は、前日の午前・午後・夜間の貸出し可 （休館日を除く） 平日（火曜から金曜）の午後 6 時から午後 9 時 ※準備で利用する場合は、当日の午前・午後の貸出し可

※ 貸出しの時間区分は次の 6 区分です。使用時間を延長できる場合があります。

- ①午前（9:00～12:00） ②午後（13:00～17:00） ③夜間（18:00～21:00）
④午前・午後（9:00～17:00） ⑤午後・夜間（13:00～21:00） ⑥全日（9:00～21:00）

※ 毎週月曜日と年末年始（12月29日から 1 月 3 日）は休館日のため、貸出しは行いません。

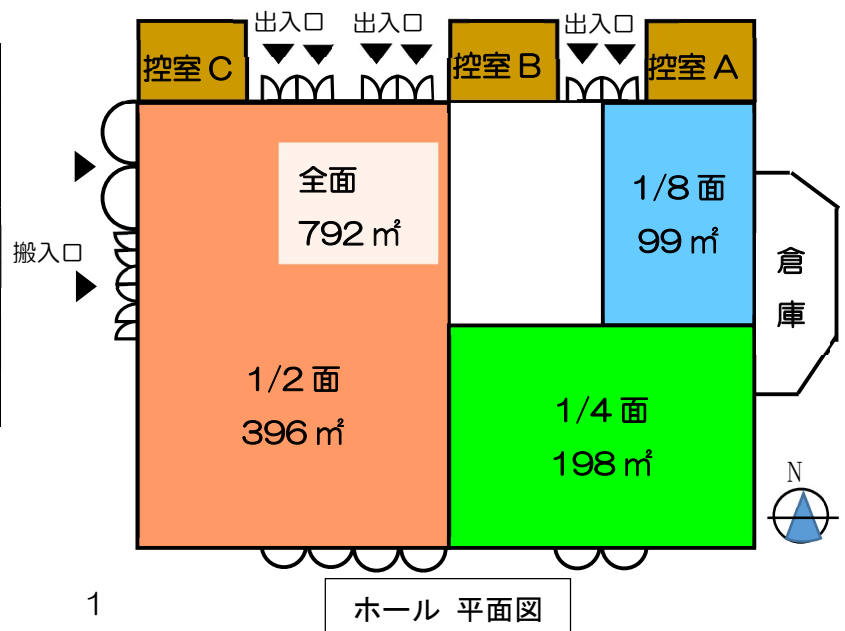
※ 夜間、午後の延長使用がない場合は、午後 5 時00分に受付終了します。

3 使用区分（広さ）について

全面から1/8面まで、使用区分が 4 種類あります。使用内容などにより、選択してください。

※ 施設の構造上、例えば1/2面を使用されている時間帯に、1/4面又は1/8面の使用はできません。したがって、ホールの貸出しは使用区分に関わらず 1 団体のみとし、同時に複数団体の使用はできません。

使用区分	定員の目安	
	イスのみ	机・イス
全面 (792㎡)	500名	240名
1/2面 (396㎡)	250名	120名
1/4面 (198㎡)	125名	60名
1/8面 (99㎡)	62名	30名



4 使用時間・ホール使用料について

(1) ホール使用料

使用料は下表のとおり使用区分（広さ）と使用時間の区分に応じて設定しています。

また、営業行為での利用かどうかによっても異なる料金となります。

使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過金額
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	30分に つき
全面	営業行為	66,600円	88,700円	66,600円	154,900円	154,900円	221,500円	11,200円
	営業行為以外	22,000円	29,300円	22,000円	51,200円	51,200円	73,200円	3,700円
1/2面	営業行為	33,300円	44,200円	33,300円	77,500円	77,500円	110,800円	5,400円
	営業行為以外	11,000円	14,600円	11,000円	25,600円	25,600円	36,600円	1,800円
1/4面	営業行為	16,600円	22,100円	16,600円	38,700円	38,700円	55,400円	2,700円
	営業行為以外	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円	900円
1/8面	営業行為	8,500円	11,200円	8,500円	19,400円	19,400円	27,800円	1,500円
	営業行為以外	2,800円	3,700円	2,800円	6,400円	6,400円	9,200円	500円

※ 使用時間は、本来の使用目的・内容に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含みます。各区分の終了時刻までに後片付け等の原状回復を行ってください。

※「2 貸出日・貸出時間について」に記載のとおり、保健衛生団体、福祉団体や自治会等の市内の地縁団体以外の団体や営利事業者は、貸出日・貸出時間に制約があります。

土・日・祝：午前9時～午後9時 （※準備での利用は、前日の午前・午後・夜間の貸出し可）

火曜～金曜：午後6時～午後9時 （※準備での利用は、当日の午前・午後の貸出し可）

<使用時間の延長について>

ホールの運営上支障がない場合、かつ、やむを得ない場合に限り超過金額を支払うことで、各使用区分の欄に掲げる使用時間を1時間まで超過し、又は繰り上げて使用することができます。保健所1階窓口にご相談ください。

なお、使用開始時間は午前8時30分以降に限るほか、夜間区分の延長（21時以降の利用）は行いません。

<営業行為について>

使用内容が「営業行為」に該当するときは、営業行為の使用料を徴収します。「営業行為」とは、条例で次のいずれかに該当する行為（準備を含む）と規定しています。

- ① 入場料、出展料その他名称のいかんを問わずこれらに類するものを徴収する行為
- ② 商品の展示又は販売を目的とする行為
- ③ 企業、団体等の宣伝又は勧誘を行う行為

営利事業者でない場合でも、上記に該当する場合は「営業行為」に当たります。

具体的には次ページに記載している内容をご確認ください。

※営業行為、営業行為以外の例

区分	使用内容、使用目的等	備考
営業行為	① 来場者等から入場料、受講料等これらに類するものを徴収するもの	
	② 出演者等より参加料、協賛金等これらに類するものを徴収するもの	
	③ 商品（物品やサービス等）の展示、説明、発表、販売、販売促進を行うもの（手作り市、フリーマーケットなどを含む）	
	④ 営利事業者（個人事業などを含む）の宣伝、勧誘を行うもの（説明会、勉強会、無料体験、無料相談、地域貢献イベントなど）	
	⑤ 非営利団体等の宣伝、勧誘を行うもの（当該団体への加入を目的としたイベントなど）	
営業行為以外	⑥ 下記団体が行う営業行為に該当しない事業 ①国及び地方公共団体 ②保健衛生団体及び福祉団体 ③明石市内の地縁による団体	
	⑦ 国及び地方公共団体からの補助金、出資等がある事業、又は明石市の行政計画等に記載されている事業、その他市長が特に必要と認める事業	
	⑧ サークル活動、個人活動（構成員以外の第三者が参加しない作品展示会、発表会、コンサートなど）	
	⑨ 政治活動、宗教活動（上記①～⑤に該当しない場合に限る）	
	⑩ バザーなど、チャリティ活動を主目的とする場合（市の政策目的に合致した事業内容であり、かつチャリティ活動で得た金銭について、多目的ホール・附属設備の使用料を除く全額を寄付等に充当する場合に限る）	収支計画書の提出要
	⑪ 非営利団体等が実施するイベントにおいて、上記①、②により得た収入が、イベント実施の必要経費と認められる場合で、収入が支出と均衡、又は収入が支出を下回る事業であると認められる場合	収支計画書の提出要

(2) 附属設備について

下記の設備使用については、有料となります。

附属設備名	単位	使用料（1回につき）
音響設備	一式	5,000円
液晶ディスプレイ	一式	1,000円
プロジェクター	一台	1,000円
金屏風	一双	1,000円

※ 午前、午後、夜間の時間区分ごとに1回の使用として算出しますのでご注意ください。

例) 全日（午前9時から午後9時）で使用する場合は、3回として計算します。

※ 使用区分ごとに定められた時間を超過した場合は、30分以上を1時間とみなし、時間につき使用料1回分の3割の金額をお支払いください。

＜無料で使用できる備品＞ 保健所1階窓口にお問い合わせください。

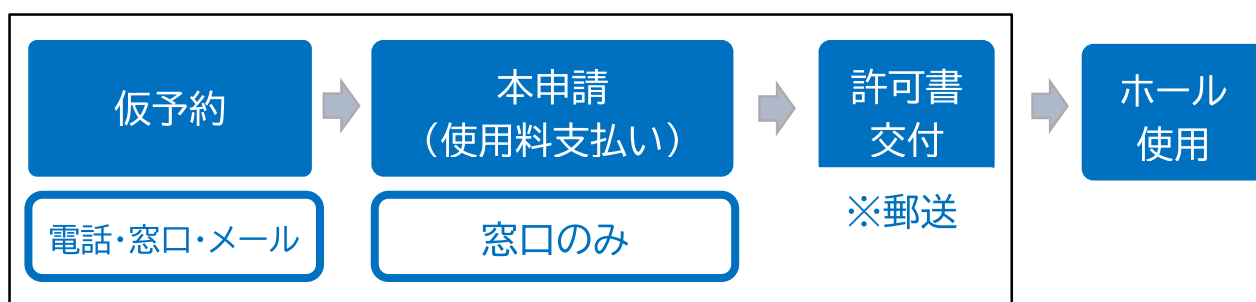
- ・机（3人掛、80台）
- ・イス（500脚）
- ・ポータブル・スピーカー等

(3) 使用料の減免について

下記に該当する場合は使用料が減免になります。

実 施 事 業	ホール 使用料	附属設備 使用料
市が主催する事業	全額減免	全額減免
市が共催する事業	5割減免	5割減免
市内に事務所を有する保健衛生団体及び福祉団体が主催する事業（市内における保健衛生及び市民福祉の向上を図るための事業に限る）	全額減免	減免なし

5 申込み受付について



(1) 仮予約

仮予約の受付開始日は、下表のとおり使用者の区分や使用区分（広さ）に応じて異なります。

使 用 区 分		受 付 開 始 日
全面	保健衛生団体・福祉団体、市内地縁団体	使用日の7月前の属する月の初日
	上記以外の者	使用日の6月前の属する月の初日
1/2面 ・ 1/4面	保健衛生団体・福祉団体、市内地縁団体	使用日の5月前の属する月の初日
	上記以外の者	使用日の4月前の属する月の初日
1/8面	保健衛生団体・福祉団体、市内地縁団体	使用日の3月前の属する月の初日
	上記以外の者	使用日の2月前の属する月の初日

例) 営利事業者が全面を1月28日に使用する場合

仮予約開始日：6月前の初日＝前年の7月1日

＜仮予約の手続き＞

上記の受付開始日の9時以降に、保健所1階窓口への「来所」「電話」「電子メール」で行ってください。

【仮予約受付】あかし保健所1階窓口

- ① 来所：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
9:00～12:00、13:00～17:00
- ② 電話：078-936-7915
- ③ 電子メール：akashi_hokenjo_1@nkanzai.co.jp

※ 空き状況は、保健所1階窓口にお問い合わせいただくほか、市ホームページで確認できます。

※ 仮予約できるのは1団体（個人）で1回のみ（連続して使用する場合は5日まで）で、複数回の仮予約はできません。

※ 仮予約申込み後、7日以内に本申請の手続きをしてください。期日までに本申請の手続きが無い場合は、仮予約を取り消します。

例）月曜日に仮予約後、本申請の手続きがない場合、翌週火曜日に仮予約を取り消し。

(2) 本申請

本申請は、「仮予約の申込日」から「7日以内」に、保健所1階窓口で行ってください。

なお、施設予約の状況に空きがある場合、本申請の受付は「使用日の前日」まで行っています。

【本申請受付】あかし保健所1階窓口

- ① 来所：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
9:00～12:00、13:00～17:00

※ 使用の目的・内容によっては、許可の判断に時間を要するため、本申請の受付日に『使用許可書』の発行はできません。

→仮予約・本申請から使用日までの日数が短い場合

使用日直前を避け、できるだけ早めの平日にお申し込みください。例えば使用日の前日が休日（土・日・祝）の場合、本申請を受け付けできない場合があります。

※ 年末年始（12月29日から1月3日）及び月曜日（休館日）が祝日の場合は、受付できません。

＜本申請の手続き＞

① 申請者が保健所1階窓口、『使用許可申請書』を提出し、使用料を納付（現金のみ）してください。

② 使用目的・内容によって、以下の書類の追加提出をお願いする場合があります。保健所

1階窓口でご確認ください。

ア 警察署、消防署、保健所等の許可書などの写し

イ 市や県から委託を受けている事業であることがわかる契約等の関係書類

ウ 収支計画書（非営利団体が必要経費として、出席者に何らかの負担金（研修の資料代等）を求める場合など）

エ 市との共催事業及び市内に事務所を有する保健・福祉団体が主催する事業であると証明できる資料等（使用料が一部免除になる場合があります）

③ 後日、『使用許可書』を郵送します。

＜予約内容の変更＞

使用許可後、使用日と附属設備については変更が可能です。使用者、使用目的・内容、使用時間、使用区分は変更できません。

※ 使用日の変更は、当初使用日の7日前まで、1回に限り可能です。

※ 附属設備は当日まで変更が可能です。

6 使用の取消しについて

使用許可後に使用を取り消す場合は、申請者が保健所1階窓口に来所のうえ、『多目的ホール使用取消・使用料還付申請書』に『使用許可書』、『領収書』を添えて提出してください。

使用の取消しが承認された場合は、使用料を還付（口座振込）します。

取消し申請日	ホール使用料
使用日の4月前まで	全額還付
使用日の4月前の日の翌日から30日前まで	8割還付
使用日の29日前の日から前日まで	2割還付
使用日当日	還付しない

※ 附属設備の使用料は全額還付します。

＜使用者の責任でない事由で使用できない場合＞

① 使用許可後、国事（選挙等）、災害・新興感染症流行・悪天候（警報発令、JR等の計画運休による施設の閉鎖を判断した場合等）、施設の大規模改修など、使用者の責任でない事由によりホールが使用できなくなった場合は、明渡しをお願いする場合があります。これら使用者の責任でない事由の場合は、全額を還付します。

② 施設が使用できない事由が発生した時点で、申請者に電話で連絡します。

③ 使用料の還付が必要な場合は、『多目的ホール使用取消・使用料還付申請書』を提出してください。使用予定日から7日以内に『使用許可書』と『領収書』を添えて、保健所1階窓口申請してください（郵送でも提出できます）。

7 使用を許可しない場合

以下の場合、使用できません。

- ① 公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき
- ② 保健所の施設を損傷するおそれがあるとき
- ③ その他使用を不相当と認めるとき

※ 保健衛生団体、福祉団体及び明石市内の地縁団体以外の方は、平日の午前・午後は使用できません（準備のための使用を除く。）。

※ 使用者の遵守事項【別紙1】をご確認のうえ、お申し込みください。

8 使用上の注意事項について

- ① 設営、原状回復、備品の使用・破損について
 - ・イス、机等の設営は使用者が行ってください。
 - ・ホワイトボード、マイク、その他備品の設置については、1階窓口に申し出てください。
 - ・ホール内で仮設ステージ・ブースなどを設置する際は、床や壁を傷つける恐れがありますので、必ず養生（保護シート等）を行ってください。
 - ・使用後は、許可を受けた使用区分の終了時刻までに原状回復（ゴミの持ち帰り、汚れた床の清掃など）のうえ、備品を返却してください。
 - ・控室にある備品を使用したい場合は、必ず1階窓口に申し出てください。
 - ・備品を破損した場合、または破損を見つけた場合は、必ず1階窓口へ連絡してください。
- ② 空調の調整について
 - ・ホール内の空調は全館一括管理のため、使用者側では調整できません。
温度調整を希望される場合は、1階窓口にご相談ください。
- ③ 駐車場の利用について
 - ・あかし保健所の駐車場は、使用料を支払うことで利用できます。仮予約、本申請等の申請処理やホールの使用の場合、使用料の割引はできません。（駐車場の台数に限りがありますのでご注意ください。）
 - ・使用日に、搬入のため一時的に駐車場以外の敷地内に停車する場合は事前に1階窓口にご相談ください。
- ④ 自主警備計画書の提出などについて
 - ・不特定多数の来場が見込まれる催し物・イベントを開催する場合は、自主警備計画書を作成し、明石警察署へ提出してください。あわせて明石市消防局警防課（TEL:078-918-5271）にも事前にご相談ください。
 - ・使用の目的・内容によっては、関係諸官庁への届出等が必要となる場合があります。必ず使用者で確認のうえ、届出を行ってください。また、『関係諸官庁への届出書等』の写しの提出を求める場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 混雑緩和・交通整理について
 - ・主催者は、保健所内の混雑緩和や来場者の交通整理について、事前に1階窓口へ相談してください。
- ⑥ 調理行為、飲食について
 - ・飲食物の提供があるイベントを実施する場合は、提供内容及び調理方法などについて、必

ず明石市生活衛生課（TEL：078-918-5425）に相談し、営業許可等の手続きをしてください。

- ・あかし保健所内で調理をする場合は電気機器を使用してください。また、使用する器具（ワット数含む）を必ず事前にご相談ください。
- ・ホールおよび控室で飲食をされた場合は、飲食後にテーブルを拭いてください。

⑦ 裸火の使用について

- ・原則、裸火の使用はできません。
（プロパンガス、カセットコンロ、線香、ろうそくの点火など）

⑧ 音楽イベントの実施について

- ・著作権が存在する音源を使用する場合は、使用者の責任と負担において著作権管理団体（JASRAC等）の許可を得てください。

⑨ ホールの下見について

- ・下見は使用予約が入っていない時間帯に限り可能です。ただし、お約束した時間帯に別のホールの使用予約が入った場合、日程の変更をお願いする場合があります。

◆ 使用者の遵守事項

- 『使用許可書』で取得した使用権利の譲渡、転貸はできません。
- 同一団体が複数の名前を使用して申し込むことはできません。
- あかし保健所の敷地内は全面禁煙です。
- 原則多目的ホール内以外の場所は使用できません。
- 施設内に張り紙や釘打ち等は禁止します。
- 附属設備の持ち出しはできません。
- 許可を受けた設備以外のものは使用できません。
- 原則あかし保健所敷地内に酒類の持込み、提供はできません。
- 動物の持込みはできません。ただし、介助犬等は除きます。
- 危険物並びに火器の持込み及び使用はできません。
- 飲食はホール内のみとし、その他の館内や保健所敷地内での飲食は禁止します。
- あかし保健所の運営上支障をきたすような行為は禁止します。
- 騒音、暴力等により他の使用者や近隣の住民に迷惑をかける行為は禁止します。
- あかし保健所の受託業者等を含む明石市職員の指示に従ってください。
- 明石市の暴力団等排除に関する特約事項に準拠してください。

上記事項が遵守されない場合は、使用許可の取消し及び以後の使用をお断りする場合があります。その結果、使用者に如何なる損害が生じても、明石市等は一切の責任を負いません。

原状回復について

- ・ 使用後は許可を受けた使用区分の終了時刻までに原状回復(ゴミの持ち帰り、汚れた床の清掃、備品等の返却など)をしてください。